

(3) その他の取組み内容

「道路特定事業」により、バリアフリー化を図る対象経路が有効に活用されるためには、沿道をはじめとする市民の皆様の協力が不可欠です。

道路管理者として取組む内容について以下に示します。

市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。

移動の妨げとなる道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

案内サインの整備については、横浜市が基本構想に位置づけられた主要な施設までの経路について、全体計画を作成します。各事業者と調整し、道路上の案内サインについて、設置を行っていきます。

7. 道路特定事業計画の推進にあたって

「交通バリアフリー法」に基づき進める道路整備は、平成22年までに重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、一人一人がお互いを理解するとともに、すべての人が安全で快適に移動できる歩行者空間ネットワークの形成を目指しますので、皆様のご協力をお願いします。